

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称： 健生保育園	種別： 保育所	
代表者(園長) 明瀬 功典	定員(利用人数)： 30名 (29名)	
所在地： 名古屋市緑区神沢二丁目1408番地		
TEL： (052) 718-3111		
ホームページ： http://www.me.ccnw.ne.jp/kenseikodomoen/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成27年 4月 1日		
経営法人・設置主体(法人名等)： 株式会社 健生カルティベート		
職員数	常勤職員： 7名	非常勤職員 9名
専門職員	(園長) 1名	(事務職) 1名
	(保育士) 12名	(管理栄養士) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 6室	(設備等) 保育室、職員室、保健室
		監視カメラ、AED

③理念・基本方針

・「健康(基礎体力)」、「身辺自立(ルール・マナー・しつけ)」、「教育(幼児教育)」の3つの要素を中心に楽しく過ごす集団生活の中で、解りやすく丁寧に繰り返し指導し、地道な保育・育成に取り組んでいきます。

・ハンディのある子無い子を区別することなく同じ環境のもとで楽しく遊び、楽しく学び、心身の健やかな発達を「小さな保育園」という充実した環境の中でしっかり提供していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

・30名定員による少人数制の保育環境と、余裕ある職員配置によりハンディのある子無い子を区別することなく、丁寧な保育を実現している。

・脳科学の成果を取入れて、国語、算数、英語、体育など年齢・発達段階に相応した幼児教育を行っている。

・農家から借りた菜園で季節ごとに多数の野菜や果物を栽培・収穫することを通して、園児たちに自然と関わる楽しさを経験させると共に、献立に取入れ食育に活かしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年7月 10日（契約日）～ 令和 2年 12月 1日（評価決定日） 【令和2年8月28日、9月9日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （平成 29 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

定員30名による少人数制の保育環境で、一人ひとりの発達や特性に合わせた保育が出来るゆとりある人的環境を確保し、障害のある無しに関わらず同じ環境の中で保育が行われている。

・特に心、知、体のバランスのとれた早期育成を目指している。中でも①自由な発想を生かし創意工夫の教育を行い、②脳科学の観点から早期の育成に取り組み、③安全な運動指導で体と脳の発達を促すという育成方針に沿った保育が行われている。

・保育士に対してはノー残業を徹底し、勤務時間を厳守する働きやすい環境を作り上げている。職員一人ひとりにはあたり前のことを丁寧にすることが、毎日の職務の基本と捉え徹底している。

・感染症に対する意識の高さは、評価に値する取り組みである。

・法人代表が自ら学び続ける背中を見せながら強いリーダーシップを発揮し、健生グループ全体での人材交流を念頭に置き、保育士にレベルアップの指導とキャリアアップの指導を行っている。

◇改善を求められる点

・中・長期計画においては、保育の内容、人材確保、地域との関係、設備投資、財務状況などについて一つひとつあるべき姿を示し、それに至るための過程・施策・目標等をより具体的に明記されたい。単年度計画については、保育指針を確実に守る中で、中・長期計画で示された年度ごとの課題を達成するための具体的な取り組み内容を記載し着実に実行されることを期待する。

・園を取り巻く地域コミュニティの特殊性が有るとしても、地域との交流やボランティアの活用は子どもの健全な生育に必要なものである。また、福祉事業者としての地域に対する貢献も今後益々求められていくと思われる。地域との関係を今以上にのものにするため、一層の努力をされたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けることにより、園の運営を振り返る良い機会となり、良い所、できていた所、改善が必要な所を細かい視点からみて気付かせていただきました。職員全員で共有し、話し合い、園に関わるすべての人にとって、よりよい園をめざし努めてまいります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果公表様式（保育）

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a · b · c
〈コメント〉 ・法人の理念と園の理念が統一され、ホームページや広報誌で保護者・地域向けに公開されている。理念に沿った10ヶ条を朝礼時に持ち回りで唱和することで職員に周知されている。唱和の文言は徐々に増える傾向であり理念実現への意欲的な取り組みが感じられる。	

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a · b · c
〈コメント〉 ・法人代表は国レベルの情報や保育・発達に関する最新の専門の情報・法的情報を把握し、園長は園における保育の状況や園長会を通して地域に根差した情報を把握し、両者は毎日のように情報交換を行い課題を把握・分析している。また、園及び法人の収支状況は税理士が分析し適宜報告している。法人代表、園長及び税理士の連携で環境変化に適切に対応していると推察される。	
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a · b · c
〈コメント〉 ・法人代表、園長及び税理士は連携して経営上の課題を把握し、対応している。課題を把握する都度、主に法人代表がLINE又は書面により関係する職員に必要情報を連絡し、対応策の提示、職員意見の集約を行い、速やかに行動に繋げられる体制を構築している。	

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a · b · c
〈コメント〉 ・中・長期計画は法人代表、園長、税理士の間で協議され文書化されているが、内容は現状把握に基づく中・長期的な予測が中心となっており、園あるいは法人としてのビジョンを実現することを目指した計画とは距離があるように感じられる。保育内容を中心課題としつつ、保護者への支援、地域の子育て家庭への支援、地域での公益的取り組み他についても職員も含めて園としてのビジョンを議論した上で、中・長期計画に反映されることを期待したい。	

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度事業計画が策定されているが、「毎年決められたことを確実に繰り返すことで保育の質を向上させる」との方針で、今年度の計画は前年度の計画と殆ど同一となっている。法人・園は今年度から向こう5カ年の中・長期計画を策定しているので、中・長期計画を反映した単年度事業計画の作成を期待したい。 		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は職員の個人評価票、活動の記録を書面等で把握した上で法人代表が策定している。その後保育の質に関わる項目については園長が全員から意見を聞き、最終決定している。現状では法人代表が強い信念で主導して作成しているが、職員の当事者意識と計画実行への責任感醸成のためにも、計画の見直しと策定に出来るだけ職員の参加を求めることを期待したい。 		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者への事業計画の説明や行事計画はホームページで確認出来るが、事業計画をホームページや保護者宛の配布物に載せ、一層、園への関心と理解を増やす工夫が望まれる。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日、15時より法人内事業所の主任保育士がミーティングを行っている。その後各事業所へ戻り15時30分から職員ミーティングを行い、保育で発生した疑問や課題を話し合っている。話の内容は記録され、その場に居なかった職員にも連絡が行き、法人全体で情報を共有することで、保育の質向上に取り組んでいる。また、全ての部屋にカメラが設置されており保育の状況を記録している。法人代表、園長が動画を定期的にチェックして、問題があれば職員を細かく指導し全体のレベルアップを担保している。 		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日のミーティングや、保育状況の動画から抽出された問題はすぐに対応策が指示され、改善に繋がれている。対応した結果は記録に残し、次年度の活動に反映できるようにしている。今後は第三者評価基準に基づく評価を全職員参加のもとに毎年行い、明確になった課題を解決する取り組みを期待したい。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を込めている。	保10	㉠ ・ b ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職務分担表により園長、主任、調理士、保育士それぞれの役割分担、責任が明確化されており、職員には入社時に説明している。災害時のマニュアルも整備され、園長不在時の権限移譲についても明示し「非常時災害対策計画」としてファイルされ、タイムカード脇に置き職員が常に確認できるようにしている。 		

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可保育園なのでコンプライアンス規程は整備されている。職員には入社時に説明するとともに、ファイルに綴じて渡したり、一人ひとりと呼んで面談形式で確認をしたりしている。法人代表や園長は法令遵守に関する研修会に積極的に参加するだけでなく、弁護士や社会保険労務士にも相談し法令を遵守する取り組みをしている。また、保育現場でコンプライアンス違反が起きていないか、カメラの記録を確認し必要な指導を行っている。 		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠ ・ b ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人代表は、自分が保育園を設立した際の理念を若い園長や職員に引き継ぎ、健全保育園ならではの保育の質を向上させるべく、積極的に指導力を発揮している。園長は自ら保育の場に入り込み、代表の期待に応えるべく職員の信頼を得ながら意欲的に職員の育成に取り組んでいる。 		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の方針として敢えて少人数保育を選択し、一人ひとりと向き合う丁寧な保育を行うため保育士の人員配置を厚くしている。経営課題として「人件費」、「土地・建物の賃借料」、「無駄排除」、「業務負担軽減」、「保育内容のシンプル化」などがあるが、法人代表はそれぞれに対して指導力を発揮して取り組み、解決の目途を付けている。 		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求人は主にネット上のサイト、園長や職員の出身校、派遣会社から行っている。また法人代表は広く国内の大学・専門学校を廻り法人の理念を理解する人材を求めている。遠隔地から採用した場合は家賃補助や帰省のための交通費支給、意欲のある職員には各種資格取得のための勤務時間の配慮や費用負担、派遣職員が希望すれば即正職員に採用、ノー残業体制など出来る限りの対応をとり定着に取り組んでいる。法人の方針として常に基準より数名の余裕を持った配置としており、健全グループ内での意識的な配置転換も行われているため、当面の人材確保は心配ないと思われる。 		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人理念に基づき期待する職員像が明確になっており、職員の育成、評価の基本となっている。給与規程が定められ、夫々の職級・年数に応じて要求される内容が示されているとともに、給与額も定められている。定期的に評定が行われ、本人が納得の上で昇給や賞与が決められている。また、地域の平均的な給与水準も把握されており、遜色のない給与を支払う姿勢が明確に感じられる。 		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園の方針として、子どもに手厚い保育をするため多めの職員を配置している。残業や家に持ち帰りの仕事は無く、希望に応じて休みが取れるように最大限配慮されている。また、業務上で起きた問題に関しては、会社として速やかに対応し、翌日以降に持ち越さないようにしており、職員が安心して働くことができる。園長も積極的に保育に参加し、職員の意見をよく聞き、いつでも相談に乗ることができる体制ができている。 		

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。				
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・職員は毎日一人ひとりが業務の振り返りや評価を行い、ノートに書いて提出することになっている。提出された課題などに対しては園長から助言や指導を行っている。年度末には各職員が作成した「個別自己評価票」をもとに、園長が面談を行い、課題の達成状況、保育への取組状況を確認するとともに、目標を設定し職員の育成を図っている。個別自己評価票に基づく評価について時期、実施体制、方針、評価項目、目標管理法、処遇との関連など基本的な事柄を文書化し、制度として共有化されることを期待する。</p>				
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・年間研修計画は一表にして職員に公開されている。内容は法人の理念・方針に沿った障害児保育に関するもの、統合保育に関するもの、幼保連携に関するものをはじめ、救急、人権、初任者、中堅職員、リーダーに関するものと多岐にわたっている。園外の研修に行った職員は研修報告書を作成し誰もが閲覧できる様配慮し、時にはミーティング等で説明するようにしている。法人代表もLINEを活用し保育に関連する専門知識、トピック、法律などを職員に伝え、職員が自身で学習する機会を作るなど、手厚い研修が行われている。</p>				
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・今年度は新型コロナの影響で実施を見合わせている研修も多いが、基本的には研修計画に沿って一人ひとりへの研修が実施されている。法人内での職場異動も念頭に、出来る限りの研修に職員を参加させ、キャリア・アップ、資格取得を目指し保育の質を向上させることを基本とし、研修に参加するための費用負担、勤務の割当などにも配慮し、必要な研修には誰でも参加できる体制となっている。なお研修成果は職員が自己評価票に記載しその内容を確認している。また研修内容の理解度や活用手立てを報告し合い、次年度に役立たせている。</p>				
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・実習生受入れマニュアルを整備し、受け入れ準備はしているが現時点まで受け入れ実績は無い。園としては手を尽くして保育士養成校に実習生の派遣を要請しており、今年度は受け入れの予定があったが新型コロナの影響で中止となった。実習生の受け入れは保育士確保にも直接関係してくるので、安定的に実習生を受け入れられるよう、さらなる取り組みを期待したい。</p>				

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果	
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。				
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・ホームページを活用し園の理念、基本方針、保育内容、決算内容などを公開している。また、行事、給食、保育全般に関する保護者アンケート結果や苦情の内容、第三者評価の結果なども積極的に公開されている。今後は中・長期計画、単年度事業計画、予算などについても可能な範囲で公開し、事業活動の透明性をより高められるとともに、医療的ケアもできる園としてのイメージも地域に広められることを期待したい。</p>				
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・経理規程、給与規程他の主要な規程や職務分掌が整っており、園の運営はこれらの規程に従って行われている。また、労務士、税理士、弁護士などの専門家から、夫々の分野のチェック・指導を受けるなど、透明性の高い適正な経営・運営のための取り組みが行われている。</p>				

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・園の全体計画に地域社会との交流を記載し、地域社会との交流を積極的に推進する意欲はあるが、園の立地する地域が高齢化していて活発にコミュニティーが活動していないなどの事情により、地域の側に園児たちと交流を持とうという雰囲気が少ない。そのため、保育園の交流としては健生グループ内の発達支援・小規模保育・企業主導型保育などの事業所との交流が主な内容になっている。子どもたちのために、今後なお一層、地域の住民や文化との交流を深めるための取り組みを期待したい。</p>				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・ボランティア受け入れマニュアル、職場体験受け入れマニュアルを整備し、受け入れ態勢はできているが、中学校からの職場体験を受け入れているのみで、ボランティア受け入れ実績は無い。株式会社という法人の立場上、ボランティアの志望が少ないことは理解できるが、今後も今まで以上に力を置いてボランティア募集を継続されることを期待したい。</p>				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・区役所、児童相談所、保健センター、医療機関、小学校など園の運営に必要な社会資源は、職員が利用する電話帳として纏められ使いやすい場所に設置されており、それぞれの機関とは必要に応じて連携している。</p>				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・現在は法人代表の個人的な繋がりから福祉ニーズを把握する努力をしている段階である。各種集会での相談受付、老人会、民生委員・児童委員、児童相談所などを通して、地域の具体的な福祉ニーズを把握する継続的な取組を期待したい。</p>				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	ⓑ	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・現在は法人代表が各種の集会に出向いて、保育に関する専門知識の講演を行う程度であるが、令和4年度には企業、農家、漁師などの協力を得て、食品ロス対策も併せ、子ども食堂を毎日開く計画を検討している。また、特に生活困窮者のために、災害時の避難場所として保育園の施設を提供できないか検討もしている。このような取組を事業計画に反映し、少しでも早く実施に移されることを期待したい。</p>				

評価対象III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ	b	c
<p>〈コメント〉</p> <p>・全体的な計画には社会的責任として人権の尊重、児童憲章、児童福祉法、子どもの権利条約に基づき、子どもの最善の利益を守ることが明記され、全職員に熟読を促している。室内の保育現場は、常にカメラで記録が撮られており法人代表、園長が定期的に確認している。保育に問題があると判断した場合は、職員を呼んで直接指導している。</p>				

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の入社時に利用者の機密保持及び個人情報保護規程について説明し、職員は、誓約書に署名をしている。虐待防止マニュアルの整備のほか、子どものプライバシー保護等に配慮した環境を整えている。特に子どものプライバシーに留意が必要なプール遊びや水遊びなどの保育活動に職員間で共有するための「プール活動関連マニュアル」を新たに作成している。また、利用者の個人情報を扱うパソコンには厳重なセキュリティが施されている。保護者には入園時に個人情報の提供について説明し、同意書を取っている。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等は区役所、児童相談所、発達支援施設に用意し、入園のしおり、ホームページ等にも理念、基本方針、保育内容等記載されている。毎月、月初めにはホームページが更新され、その月の予定や園だより（くまのこだより）、献立表や給食だより、日々の活動内容を掲載している。入園希望の保護者には、定員がすでに埋まっても丁寧な対応を心がけ保育方針や保育内容について説明をしている。 		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に重要事項説明書や運営規程、料金表等を説明の上配付し、変更がある場合はその旨を資料と共に丁寧に説明し同意書を得ている。また、前年度からの保育料無償化やおむつの廃棄料金について分かりやすく説明している。特に配慮が必要な保護者への説明は、職員で検討のうえ、分かりやすく丁寧に説明をしている。 		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園の利用が終了した後も相談窓口を設置し、保護者の相談を受けている。保護者が相談を希望した場合のために、相談方法や担当者についての説明を口頭だけでなく文書で伝える工夫が望まれる。 ・開園以来実際のケースはないが、市内、県外等転園する場合の個人情報について何を情報として出すのかを予め決め、書面に定めるようにされたい。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動会、作品展等行事後や年度末にアンケートを実施して利用者の満足度の把握に努めている。特に食育についてのアンケートは定期的に行い、その結果をホームページにて公表している。また、アンケートの分析・検討の結果に基づいて満足度の向上のために改善策を検討し、具体的な改善に努めている。 ・保護者会はないが、広く保護者の意見を直接聞く機会を設けられたい。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決の仕組みがホームページに掲載され周知されている。また、園内にも送迎の保護者が見やすい位置に掲示されている。苦情内容や対応について記録する書式が有り保管出来るようになっている。苦情に関する検討内容や対応策についてプライバシーに配慮した上でホームページにて公表する体制を取っている。実際には、開園以来第三者委員会（社会福祉協議会）に寄せられた苦情等は0件である。園に寄せられる保護者の意見や要望も広い意味での苦情と捉え改善点を探る努力を継続されたい。 		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> ・職員室横に相談室が設置され、保護者からの相談や意見については随時受け付けている。また、日々送迎時には園長や主任が保護者や子どもに挨拶を行い、話しやすい関係作りを心がけている。 ・入園時に相談窓口や相談方法について分かりやすく文書を作成し保護者に配付している。お便り、連絡帳、メールにて質問や相談を受けることも多い。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> ・保護者から相談を受けた場合は、園長・主任に報告し、迅速に対応できるような体制を整えている。検討、対応、解決に時間が掛かる場合はその旨を保護者に伝え、可能な限り進捗状況を報告するよう努めている。苦情対応マニュアルについては年度末に確認を兼ねて見直しを行っている。意見箱の設置はないが、郵便ポストを利用して匿名でも意見が言えるように保護者にその旨周知することとする。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ③ ・ c
<コメント> ・事故発生時・事故防止マニュアルが作成されており、職員に周知されている。保育の中で、事故に繋がるかもしれないヒヤッとした場面や小さな怪我などに対しても子どもの安心と安全のため、ヒヤリハット報告書を活用して再発防止策を検討し、全職員に周知している。園庭に遊具はないので遊具の業者点検はないが、おもちゃの割れ等自己点検は行っている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	④ ・ b ・ c
<コメント> ・感染症マニュアル（集団感染を含む）・嘔吐物処理マニュアルがあり、職員に周知徹底している。また、感染症に関する最新情報の収集に努め、職員及び保護者に対して対応やルールを周知徹底している。清掃や消毒を徹底するとともに、子どもたちの手洗いの習慣づけを行い感染の発生や拡大の予防に努めている。嘔吐物処理マニュアルに基づいてバケツ・エプロン・手袋・消毒液等の確認を行い、現場の意見を取り入れながらその都度見直しをしている。健生グループは医療から事業がスタートしていることから、薬品管理の徹底や早くから電解水を利用するなど衛生管理については徹底して実践しているところは、高く評価される。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> ・保育所危機管理マニュアル、自然災害対応マニュアル、震災時避難マニュアルに基づいて職員、保護者ともに緊急連絡網を作り連絡体制を整備している。消防署に消防計画を提出し、非常災害対策計画の下、毎月防災訓練を実施しその記録や反省を次の計画に活かしている。また、管理栄養士が非常食を備蓄及び管理している。保育園は住宅街にあることから、子どもの安全確保のためには地域との繋がりは欠かせない。そのため、日頃から近隣住民への挨拶の中で夜間等の災害発生時には（園児が利用していない時間帯）園を解放し、非常食等備蓄品を提供する旨口頭で伝えている。今後とも、自治会との連携強化を望みたい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> ・全体的な計画や年間指導計画、その時々の子どもの特長や発達段階に応じて月案を作成している。保育に関するマニュアルの整備も進められている。月案については、園長・主任が保育に入って子どもの姿を把握しているの、たたき台を作成し、それを基に現場の保育士と話し合い作成している。職員の違いにより保育の水準が変わらないよう、また、新任職員の教育のためにも登園、食事、遊び、保護者との連携、子育て支援の場面他についてマニュアルを作成し活用することを検討していただきたい。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 全体及び個別に対する保育の評価・検証・見直しを行い指導計画に生かしている。指導計画については現場の保育士が書面を読んで理解できるように配慮し、現場の保育士の日々の評価反省点を基に園長・主任が指導し、その経緯をパソコンに入力し保管している。保護者からの意見や提案も反映される仕組み作りが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 入園決定後、保護者が提出する書類に基づいて児童票を作成し、入園前の家庭での様子や家庭状況、アレルギー疾患の有無等把握している。年に2回の保護者面談を行い、障がい児に関しては医療機関・療育センターに「意見書」を作成して提出している。また、0.1.2歳児クラス及び障がい児の個別指導計画は、個々に対応を検討し、各種記録を基に作成している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 指導計画については、年2回の保護者面談において計画及び方針について説明をし、同意を得るようにしている。また、子どもの様子や家庭環境を考慮し、指導計画の評価・見直し・変更を行い、毎日のミーティング（15時30分～16時）等で情報交換を行い周知している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 職員間で共有すべき事項についてはミーティング用紙を活用し、毎日のミーティングの中で子どもの情報共有が行われている。その場で困ったことや分からないこと、活動内容について確認を行い職員間で共有している。また、全職員に個別のノートが配られ、その中にも保育の悩みや葛藤、工夫や発見など率直に記載されており、園長・主任との信頼関係を基にして指導相談等に活用されている。日々の活動から出た貴重な情報は、計画見直し時に利用しやすいよう、整理保管されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 子どもや保護者の個人情報に関する書類は個別のファイルに綴じられ、職員室内で施錠管理されている。職員には入社時に「個人情報保護規程」の説明を行い署名を取り、保護者には入園時に説明し、「個人情報使用同意書」を取っている。パソコン内の情報に関してはパスワードの入力が必要となり、情報漏洩を予防している。前年度の記録に関しては健生グループすべての書類を保管する倉庫にて保管管理している。保管期間を過ぎたものは規定に準じ廃棄されている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・ 保育所の全体的な計画には、社会的責任として人権尊重、児童憲章、児童福祉法、子どもの権利条約に基づき子どもの最善の利益を守ることを掲げている。また、特記すべきは、保育方針の一つとして、脳科学の観点から早期の育成に取り組むこと挙げていることである。作成に当たっては、園長、主任を中心に保育現場に関わる職員が参画し、年度ごとに子どもの状況や発達段階を考慮しながら作成している。2019年度の全体的な計画の見直し（市の監査）では、食育計画が別途あるので全体的な計画に同じことを載せる必要はないという指導が有り、4歳5歳児の年間計画より削除した。しかし、当園は食育に力を入れているので全体的な計画の主旨から考えて、別紙食育計画があることを一文記載するよう助言する。</p>		

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	①	a · b · c
<p><コメント></p> <p>・空調完備し、季節ごとに子どもが心地よく過ごすための環境を整えている。施設内外、玩具、使用物品、寝具などは、頻りに清掃や洗濯を行い衛生管理を徹底している。エアコンと全室内のフロアの定期的な業者による清掃も行われている。また、手洗い・トイレ等は保育者の目の届くところで清潔・安全に使用できるようになっている。排泄時における子どものプライバシーへの配慮は、年齢や男女によって分かれており、保育士の目が届くことも考慮しつつ行われている。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	②	a · b · c
<p><コメント></p> <p>・保護者と連携を密にし家庭環境の情報収集に努め、子ども一人ひとりの発達や個性を尊重し子どもの状態に応じた保育を行っている。保育士が基準より多く配置されており、全体にゆとりが有り、子どもに掛ける言葉も個々に合わせた保育が行われている。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	③	a · b · c
<p><コメント></p> <p>・一人ひとりの子どもの発達や状況に合わせて「なぜ、それが必要なのか」を丁寧に説明し、「やらせる」のではなく、子どもが納得、理解して自発的に行えるように援助している。異年齢クラス（3歳児・4歳児・5歳児）の活動の中では、5歳児がモデルとなり着脱等の生活習慣を身に付けている。また、限られた環境の中で、随所に保育士の工夫が見られ、子どもが生活しやすいように整えられている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④	a · b · c
<p><コメント></p> <p>・施設の許容の中で工夫をしている。デイリープログラムの中で国語、算数、英語を中心に音楽、体育、園外学習、体験学習、食育などを含み子どもの学習・生活・遊びを大切にしている。子どもが自ら環境に関わり仲間とともに自由に遊べる時間と環境については、特に配慮している。子どもが身近な自然に触れる機会を大切に、健生農園での収穫物から食育に繋げている。健生農園は、保育園の近くにあり、地域の協力者から使用許可を受け、季節の野菜、果物（柿）を健生グループの利用者と共に育成している。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	⑤	a · b · c
<p><コメント></p> <p>・子どもが安心して心地よく過ごせるよう、連絡帳によって家庭との連携を取りながら一人ひとりの特長に合わせて保育をしている。また、子どもとの愛着関係を基に応答的な関わりを生活や遊びの中で大切にしている。現在利用している0歳児は1名ということも有り、0歳児、1歳児、2歳児合同で生活や遊びが展開されている。担当制を取り入れていないが、子どもとの愛着関係は築かれており、不安になると自ら保育者に手を伸ばしていた。保育者も子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	⑥	a · b · c
<p><コメント></p> <p>・家庭と連携し、一人ひとりの発達段階をよく見ながらそれぞれの能力に応じた無理のない活動内容を準備したり、異年齢との交流の中で刺激し合える環境を整えている。この時期、身近な環境に自ら関わり発見を楽しんだり考えたりしながら生活の中に取り入れようとする機会を大切にする、子どもの興味や関心を尊重するという保育所保育指針の原則を常に学びながら保育実践に努めている。保育室には、コロナ感染予防対策として子ども用の飛沫感染対策が手作りされていたり、子ども用の椅子には転倒時の安全対策としてクッション入りの手作りカバーが付けられ、安心安全の心配りが見られる。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・各年齢に応じた集団遊びや基礎教育（国語、算数、英語、社会）を中心に、音楽、体育、園外学習、体験学習、食育など積極的に取り組んでいる。また、子どもたちが取り組んだ成果を何らかの形として保護者が観る機会を設け、子どもの成長や園での取組みを共有することを大切にしている。地域の小学校とは、保育所保育要録や幼保子小連絡懇談会において連携を図っている。保育の主体は子どもであり、子どもが主体的に環境に自ら関わり学びを深めていくことを基礎教育の中でも基本とし、子どもの興味や関心に基づいて子どもが主体の遊びとなるように、引き続き保育者の工夫と努力を望みたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・児童発達支援の経験のある職員（保育士）を複数配置したり、併設する児童発達支援施設と連携を取ったりして、障がいに応じた環境づくりをしている。また、個別指導計画に基づき、他の子どもたちと同じ場で活動し、お互いに関わり合える環境の中で関わり方を学び共に成長していくことを大切にしている。必要に応じて保護者との面談の機会を設けたり、嘱託医や主治医、児童相談所等との情報交換を実施している。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・16時からの保育を夕方保育と称し、利用する園児は20名程度いる。18時30分で閉園となるがその後は、延長保育として利用料とおやつ代を徴収している。現在、利用者は0名となっている。長時間保育の指導計画は作成していないが、早朝保育から延長保育までのデイリープログラムや指導計画で兼ねている。保育士間の子どもの引き継ぎについては、勤務体制を8時30分から出勤して休憩時間を90分取り、18時30分まで勤務をする等工夫し、常時正職が保護者対応を適切に取ることができるようにしている。子どもにとっては長時間保育になるため、さらなる異年齢保育の工夫が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>・年間指導計画にて、就学に向けて不安を抱くことがないよう個々の子どもに応じて生活面・教育面の双方から援助している。保護者面談を通して進学に関して情報提供や助言を行い、進学に関する保護者の不安軽減に努めている。幼保子小連絡懇談会において就学先の小学校と連携を図っている。小学校との交流を保育園側から積極的に具体的アイデア（授業風景や行事見学、校庭体験等）を提案しながら働きかけ交流を深められることを望みたい。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・保健計画を作成し、それに基づく保健だよりを発行して保護者に子どもの保健に関する取組みを伝えている。登園時に保護者に体調について尋ねたり、視診や検温体調管理を行っている。健康報告書に既往歴や予防接種の実施状況など記載してもらい保護者から子どもの健康に関する必要な情報が常に得られるように努めている。保護者に対して入園時にSIDS（乳幼児突然死症候群）に関するリスクについて書面及び口頭で説明を行うと共に、職員に対しては年2回のSIDS対応訓練を実施して、知識や対応力を高められるようにしている。子どもの健康管理に関するマニュアルがある。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・年2回定期的な健康診断・歯科健診を行い、結果について保護者に伝えると共に気になる結果については必要な範囲で職員に周知し、今後の保育や健康管理に反映させるように努めている。結果については、その日のうちに保護者に伝えている。また、園だよりにて事前に健診日を知らせ、欠席の場合は保護者に受診してもらうことを予め伝えてある。</p>		

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・平成23年（2011年）保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを基に、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。入園時に管理栄養士がアレルギーに対する取組み等の説明を全保護者に書面及び口頭説明を行っている。保護者への聞き取りや医療機関との連携によって子どものアレルギー疾患について把握し、医師の指示書に基づき食事提供等を行っている。保護者は、半年に1回子どもを医師に診せ、その結果を園に提出し連携を図っている。食事の提供については、アレルギー除去の必要な子ども専用テーブルを特注し使用したり、食器や食札で誤食のないように配慮している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・食育計画を作成し、月案に盛り込み実践している。活動の中に食育を盛り込んで、こどもたちが食材や料理に興味や関心が持てるように工夫し、安全に楽しく食事が出来るような雰囲気づくりを心がけ、苦手なものでも食べてみようと思えるような言葉掛けをしている。給食の食べ具合など必要に応じて保護者に伝え家庭との連携を取っている。また、給食だよりを作成しメールで発信したり、保護者への聞き取りアンケートを実施したりして食に関して各家庭との連携を取っている。保護者の希望に応じて従来通り書面での配付にも応えている。</p>		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・管理栄養士や調理員が食事に立ち会ったり食材や料理の説明をしながら、個々の子どもの好き嫌いや適量を把握している。また、検食簿の記録も加味しながら献立や調理方法を工夫している。季節食や行事食に配慮し子どもたちが興味を持てるようにしている。給食管理マニュアルに基づき調理場等の衛生管理を行い、保存食は、原材料及び給食1食分を一定期間保管し、食中毒発生時の原因究明ができるように体制を整えている。</p>		

A-2 子育て支援

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・連絡帳を活用し日常的に家庭と情報交換をしている。年に2回定期的な保護者面談及び必要に応じて保護者との面談を実施し、記録を取り保管している。今年度は、コロナ禍により面談の実施が難しい現状があるが、休んでいる家庭への連携として、電話や書面で情報交換している。また、面談用に対面用飛沫防止ガードを自作したりして、考えられるすべての対策を豊かな経験と発想により、限られた予算の中で実践している。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・園長、主任が毎日送迎に出て、保護者の様子を把握し積極的にコミュニケーションを取っている。職員室の横に相談室が設けられており、いつでも相談に応じることができるようになっている。また、その記録を残し保育に生かすよう努めている。園長は子どもから名前と呼ばれることが多い。肩書きで人との垣根を作らない人間的な姿勢が保護者との信頼関係を築いている。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・登降園時の保護者との情報交換や面談等から家庭環境をできる限り把握するように努めると共に「虐待はどこでも起こりうる」「虐待は身近にある」という意識を持って、子どもの外傷の有無や精神状態など細かく観察している。また、虐待対応マニュアルを整備し知識や対処方法等身につけられるように努めている。必要に応じて児童相談所に通報したり、一時保護要請ができるような関係作りを心がけている。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a	ⓑ
<p><コメント></p> <p>・全職員が毎年10月頃を目安に定期的に自己評価票を付けて自らの保育実践の振り返りを行っている。その結果を後期の保育実践に生かすよう努めている。また、保育はチームで行うものであるからこそ、お互いに率直に意見を交換し合う関係や学び合う姿勢や雰囲気は今後も大切にし、保育実践の改善や専門性の向上に努められたい。</p>			